

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等	スマート県庁推進課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	"
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件）	"
・使用料徴収事務の委託	漁 港 漁 場 課
・農業改良資金貸付金に係る償還金及び未収金の収納事務の委託	農 業 経 営 課
・肉用牛の販売業務の委託	畜 産 課
・家畜精液取扱手数料の徴収事務の委託	"
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	"
◎ 公 告	
・一般競争入札の実施	スマート県庁推進課
・肥料登録有効期間の更新	農業イノベーション推進室
・換地計画の決定	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の就退任（3件）	"
・土地改良区の定款変更の認可（5件）	"
・都市計画の案の縦覧	都 市 政 策 課
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・一般競争入札の実施	"
◎ 教育委員会告示	
・県指定文化財の指定の解除	学 芸 文 化 課
◎ 公安委員会告示	
・警備員指導教育責任者講習の実施	生活安全企画課
・警備員等に対する検定の実施	"
◎ 人事委員会規則	
○長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局

## ◎ 正 誤

○令和6年3月22日付け長崎県公報号外(2)中

長 寿 社 会 課

## 告 示

## 長崎県告示第303号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項  
長崎県行政事務専用回線網利用契約
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
  - (6) この告示の日から開札（入札）の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
  - (7) この告示の日から開札（入札）の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格要件  
電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者であること。
- 4 競争入札参加者の資格及び審査
  - (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
  - (2) 審査事項
    - ア 年間売上高
    - イ 営業年数
    - ウ 従業員数
    - エ 財務比率（売上高当期純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
    - オ 3の資格
- 5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
  - (1) 申請の時期  
この告示の日から、令和6年6月14日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。
  - (2) 申請書の入手方法  
申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
なお、県のホームページから入手することもできる。
  - (3) 申請書の提出方法  
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
    - ア 誓約書
    - イ 営業概要書
    - ウ 委任状

- エ 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
  - オ 個人にあつては、本籍地の市区町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市区町村長が発行する住民票の写し並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
  - カ 法人にあつては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
  - キ 個人にあつては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書
  - ク 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
  - ケ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
  - コ 印鑑届（様式第2号）
  - サ 3を証する書類（証明書等の写し）
  - シ 電気通信役務の提供に関する障害対応体制説明書（様式任意）
  - ス その他知事が必要と認める書類
- ※ウについては、権限を支店長等に委任する場合に提出すること。  
 ※エからケまでは原本又は写しとし、参加資格申請日から3月以内に発行されたものに限る。

- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先  
 （住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号  
 （名称）長崎県総務部スマート県庁推進課  
 （電話）095-895-2233  
 （長崎県総務部スマート県庁推進課ホームページ）<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/>
- 6 資格審査結果の通知  
 資格審査結果通知書により通知（郵送）する。
- 7 資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年3月31日までとする。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
  - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
  - (3) 資格取消し等の通知  
 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

**長崎県告示第304号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

長崎県知事 大石 賢吾

令和6年5月17日

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	すずらん薬局	変更なし	令和6年4月1日
旧	なかむら薬局	長崎市千歳町5番1号	

**長崎県告示第305号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ヤッキョクfun	大村市植松3丁目仮換地12街区1-1画地	令和6年5月1日
吉井調剤薬局	佐世保市吉井町立石454-3	令和6年5月1日

**長崎県告示第306号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
井手薬局在宅療養支援つむぎ	佐世保市野中町85-8	令和6年5月1日
松村らんらん薬局	南松浦郡新上五島町奈良尾郷1019	令和6年5月1日
ゆきざわ薬局	諫早市山川町3-4	令和6年5月1日
有限会社あすなる薬局ためし店	長崎市為石町2527番地5	令和6年5月1日

**長崎県告示第307号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業所等）として次のとおり指定を更新した。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
訪問介護ステーション花ゆめ	諫早市小川町1259番地1	令和6年5月1日

**長崎県告示第308号**

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎漁港漁港施設における使用料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日  
令和6年3月22日
- 2 受託者の住所及び氏名

住所 長崎市興善町2番24号

氏名 株式会社ふよう長崎 代表取締役 田口 克己

3 委託事務

長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号）別表第1の4の項に規定する駐車場駐車料の徴収事務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 長崎県告示第309号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和6年4月1日

2 受託者の住所及び氏名

(1) 長崎市興善町6番7号

長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 中川 一範

(2) 島原市萩原二丁目5192番地1

島原雲仙農業協同組合 代表理事 苑田 康治

3 委託事務

農業改良資金貸付金に係る償還金及び未収金の収納事務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 長崎県告示第310号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり肉用牛の販売業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和6年4月1日

2 受託者の所在地及び名称

福岡県太宰府市都府楼南5-15-2

J A全農ミートフーズ株式会社 九州営業本部 本部長 中村 宏

3 委託事務

長崎県肉用牛改良センターが出荷する肉用牛の販売業務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 長崎県告示第311号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託年月日

令和6年4月1日

2 受託者の所在地及び名称

- (1) 長崎市興善町6-7  
長崎西彼農業協同組合 代表理事組合長 中川 一範
  - (2) 諫早市栗面町174番地1  
長崎県央農業協同組合 代表理事組合長 眞壁 正二郎
  - (3) 島原市萩原2丁目5192番地1  
島原雲仙農業協同組合 代表理事組合長 苑田 康治
  - (4) 佐世保市吉井町立石12-1  
ながさき西海農業協同組合 代表理事組合長 田中 芳秀
  - (5) 五島市籠淵町2450-1  
ごとう農業協同組合 代表理事組合長 家永 嘉弘
  - (6) 壱岐市郷ノ浦町東触560  
壱岐市農業協同組合 代表理事組合長 川崎 裕司
  - (7) 対馬市厳原町中村606-19  
対馬農業協同組合 代表理事組合長 縫田 和己
  - (8) 雲仙市瑞穂町古部甲2087-1  
長崎県酪農業協同組合連合会 代表理事会長 中村 隆馬
  - (9) 長崎市銭座町3番3号  
一般社団法人長崎県畜産協会 会長 家永 嘉弘
- 3 委託事務  
長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）別表27に規定する家畜精液取扱手数料の徴収事務
- 4 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

**長崎県告示第312号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
 路線名 382号  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町小船越字大志度路西平128番2地先から 対馬市美津島町小船越字大志度路西平117番4地先まで	前A	13.1~56.6	187.6	
	後A	13.1~78.8	194.5	

**長崎県告示第313号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	対馬市美津島町小船越字大志度路西平128番2地先から	令和6年5月20日

382号

対馬市美津島町小船越字大志度路西平117番4地先まで

**公 告****一般競争入札の実施（公告）**

長崎県行政事務専用回線網利用契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

**1 一般競争入札に付する事項****(1) 業務名**

長崎県行政事務専用回線網利用契約

**(2) 業務の仕様等**

入札説明書による。

**(3) 履行期間**

契約締結日から令和8年3月31日まで（ただし、利用開始日は令和7年4月1日とする。）

**(4) 履行場所**

長崎県庁ほか

**(5) 入札の方法**

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ この調達契約の一部は、落札者の料金体系に応じた単価契約とするため、入札書と合わせて、入札書記載金額の算出根拠が確認できる内訳書と料金体系表を添付すること。

ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

**2 入札参加資格**

長崎県行政事務専用回線網利用契約に関する令和6年5月17日付けの一般競争入札の参加者の資格等（令和6年長崎県告示第303号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

**3 入札参加資格を得るための申請の方法等**

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課

（電話）095-895-2233

（提出期限）令和6年6月14日17時00分

**4 入札参加条件**

(1) この入札に参加を希望する者は、提供しようとする電気通信役務が仕様を満たしていることを証する機能証明書を作成し、期限内に3の部局に提出しなければならない。また、3の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は3の部局において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

**(2) 機能証明書の提出期限**

令和6年6月19日17時00分

**5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等**

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部スマート県庁推進課

（電話）095-895-2233

- 6 契約条項を示す場所  
5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法  
(期間) この公告の日から令和6年6月19日までの間(県の休日を除く。)  
(場所) 5の部局等とする。  
なお、県のホームページから入手することもできる。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 開札(入札)の日時及び場所  
令和6年6月28日 13時30分 長崎県庁行政棟1階入札室  
開札(入札)当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札(入札)を延期することもあるの  
で、事前に5の部局に確認すること。  
(郵送による場合の入札書の受領期限) 令和6年6月27日17時00分(必着)  
(提出先) 長崎県総務部スマート県庁推進課  
(その他) 郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け  
取った記録が残る郵便により上記受領期限内必着のこと。  
郵送による場合は、代理人による入札は認められないこと。  
郵送以外による入札の場合は、開札の日時及び場所での入札となること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付  
が免除される。
    - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出す  
る場合
    - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則  
法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112  
号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1  
項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上  
締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
  - (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場  
合
    - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則  
法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112  
号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1  
項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了  
の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはでき  
ない。また、(6)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき(機能証明書を出していない者又は機能証  
明書を提出し、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。)
  - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。



- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に押印した印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印した印鑑が委任状に押印した代理人の印鑑でない場合を含む。）。また、入札者（代理人を含む。）の押印が省略されている場合は、入札時に本人確認（確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等）による。）ができないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に業務名の記載がないとき。
- (19) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

### 13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札（入札）に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

### 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Dedicated network line in Nagasaki Prefectural Government.
- (2) Fulfillment period:  
From contract date to March 31, 2026
- (3) Fulfillment place:  
Please see attached information.
- (4) Time-limit for tender by registered mail:  
5:00 p.m. June 27, 2024
- (5) Date and time for the opening of tender:  
1:30 p.m. June 28, 2024
- (6) Point of contact:  
Smart Prefecture Development Division,  
General Affairs Department,

Nagasaki Prefectural Government,  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,  
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN  
TEL 095-895-2233

**肥料登録の有効期間の更新（公告）**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第656号	副産動植物質肥料	6.5シー・プロテイン	窒素全量 6.5%	大阪府大阪市中央区博労町3丁目6番1号	喜多組商事株式会社 代表取締役社長 濱上 眞治	平成24年 5月15日	令和6年 5月15日 から 令和9年 5月14日

**換地計画の決定（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）白崎地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）白崎地区換地計画書
- 縦覧期間  
令和6年5月17日から令和6年6月6日まで
- 縦覧場所  
平日：西海市役所 西海ブランド振興部 農林緑推進課  
土日祝日：西海市役所 当直室

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山川内土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所

松 尾 明 人	諫早市多良見町山川内195	松 尾 明 人	諫早市多良見町山川内195
林 田 孝 二	諫早市多良見町元釜639-14	林 田 孝 二	諫早市多良見町元釜639-14
林 田 博 文	諫早市多良見町元釜639- 2	林 田 博 文	諫早市多良見町元釜639- 2
山 口 光 昭	諫早市多良見町舟津1610	山 口 光 昭	諫早市多良見町舟津1610
松 本 勝 則	諫早市多良見町山川内148	松 本 勝 則	諫早市多良見町山川内148
武 藤 隆	諫早市多良見町山川内1048- 1	武 藤 隆	諫早市多良見町山川内1048- 1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
林 田 一 利	諫早市多良見町元釜804	林 田 一 利	諫早市多良見町元釜804
生 田 秀 次	西彼杵郡時津町左底郷26	生 田 秀 次	西彼杵郡時津町左底郷26

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、柏野・佐野土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
吉 田 和 久	島原市有明町大三東戊4389番地	吉 田 和 久	島原市有明町大三東戊4389番地
宮 元 孝 一	島原市有明町大三東戊4049番地	宮 元 孝 一	島原市有明町大三東戊4049番地
宮 元 充	島原市有明町湯江乙1558番地	宮 元 充	島原市有明町湯江乙1558番地
吉 田 富 久	島原市有明町大三東戊3937番地 1	吉 田 富 久	島原市有明町大三東戊3937番地 1
宇 土 信 一	島原市有明町大三東戊4060番地 2	宇 土 信 一	島原市有明町大三東戊4060番地 2
本 田 則 男	島原市有明町大三東戊4781番地	本 田 則 男	島原市有明町大三東戊4781番地
酒 井 富 士 男	島原市有明町湯江乙1584番地	酒 井 富 士 男	島原市有明町湯江乙1584番地
宮 本 浩 二	島原市有明町湯江乙1573番地 2	宮 本 源 一	島原市有明町湯江乙1573番地 2
松 本 純 明	島原市長貫町丙2220番地	宇 土 和 徳	島原市有明町大三東戊4069番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
宇 土 和 徳	島原市有明町大三東戊4069番地	田 上 家 康	島原市長貫町丙2127番地
宮 本 政 光	島原市有明町湯江乙1677番地 3	宮 本 政 光	島原市有明町湯江乙1677番地 3

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山畑土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
金子 義彦	雲仙市小浜町山畑846番地	北尾 豊作	雲仙市小浜町金浜948番地
奥村 正勝	雲仙市小浜町飛子3135番地	金子 義彦	雲仙市小浜町山畑846番地
柳井 良秀	雲仙市小浜町山畑3112番地	永江 正己	雲仙市小浜町金浜1472番地 5
森崎 正	雲仙市小浜町飛子1792番地 1	松永 実	雲仙市小浜町山畑1747番地
宅島 喜芳	雲仙市小浜町飛子3512番地 2	柳井 良秀	雲仙市小浜町山畑3112番地
馬場 秀夫	雲仙市小浜町山畑345番地 6	馬場 秀夫	雲仙市小浜町山畑345番地 6
藤本 誠治	雲仙市小浜町山畑1341番地	中村 惣	雲仙市小浜町山畑1272番地
林田 広勝	雲仙市小浜町金浜909番地	笹田 康彦	雲仙市小浜町飛子1194番地
北尾 達也	雲仙市小浜町金浜887番地	松島 幸治	雲仙市小浜町飛子3442番地
吉村 雄亮	雲仙市小浜町山畑1732番地	宅島 喜芳	雲仙市小浜町飛子3512番地 2
宅島 二臣	雲仙市小浜町飛子1841番地	森崎 正	雲仙市小浜町飛子1792番地 1
笹田 靖	雲仙市小浜町飛子3449番地	奥村 正勝	雲仙市小浜町飛子3135番地
荒木 恵太	雲仙市小浜町飛子3080番地 1	宅島 精一	雲仙市小浜町飛子3036番地 7
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
直塚 龍也	雲仙市小浜町飛子3498番地 2	直塚 龍也	雲仙市小浜町飛子3498番地 2
森崎 清太	雲仙市小浜町山畑3138番地	森崎 清太	雲仙市小浜町山畑3138番地
宅島 良則	雲仙市小浜町南本町262番地10	宅島 良則	雲仙市小浜町南本町262番地10

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和6年3月19日総代会議決）を認可した。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 有喜土地改良区  
認可年月日 令和6年5月9日

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和6年3月

8日総代会議決)を認可した。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 諫早干拓土地改良区  
認可年月日 令和6年5月9日

#### 土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和6年3月16日総会議決)を認可した。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 山川内土地改良区  
認可年月日 令和6年5月9日

#### 土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和6年3月20日総会議決)を認可した。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 宇土山土地改良区  
認可年月日 令和6年5月9日

#### 土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和6年3月8日総会議決)を認可した。

令和6年5月17日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 柏野・佐野土地改良区  
認可年月日 令和6年5月9日

#### 都市計画の案の縦覧(公告)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和6年5月17日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類  
佐世保都市計画道路 3・4・47号 春日瀬戸越線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分 長崎県佐世保市春日町、桜木町、瀬戸越一丁目及び瀬戸越二丁目
- 3 縦覧場所  
長崎県土木部都市政策課、長崎県県北振興局及び佐世保市役所
- 4 縦覧期間  
公告の日から2週間

## 交 通 局 公 告

### 一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和6年5月17日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 一般競争入札に付する事項  
中古車両バス仕様改造工事（大型定期車両11両）
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
  - (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
  - (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
  - (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び167条の5の1に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、長崎県交通局が発注するバス改造工事に係る入札参加資格を取得している者は、(2)の審査事項について審査の対象としない。
  - (2) 審査事項
    - ア 年間売上高
    - イ 営業年数
    - ウ 従業員数
    - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
    - オ その他交通局長が特に必要と認める事項
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
  - (1) 申請の時期  
この告示の日から令和6年6月19日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
  - (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に令和6年6月19日まで随時交付する。  
また、長崎県交通局ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
  - (3) 申請書の提出方法
    - 申請者のうち、資格を取得している者  
申請書（様式第1号）に次の書類を添え(5)に掲げる場所に提出すること。
      - ア 長崎県交通局が交付した資格審査結果通知書の写し
      - イ 誓約書（様式第3号）
      - ウ 印鑑届（様式第4号）
      - エ 委任状（様式第5号）
    - 申請者のうち、資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書（様式第3号）
- イ 印鑑届（様式第4号）
- ウ 委任状（様式第5号）
- エ 法人にあつては、次の a 及び b
  - a 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - b 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- オ 個人にあつては次の a、b 及び c
  - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
  - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
  - c 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- カ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ケ バス改造工事の実績を証明する書類の写し
- コ その他交通局長が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
- （電話）095-822-5141
- （FAX）095-822-2826
- （長崎県交通局ホームページアドレス）<https://www.keneibus.jp/>

5 資格審査結果の通知

資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

**一般競争入札の実施（公告）**

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年5月17日

長崎県交通局長 太田 彰幸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 工事名及び数量

中古車両バス仕様改造工事（大型定期車両11両）

## (2) 工事の特質等

入札説明書による。

## (3) 納入期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## (4) 納入場所

長崎県交通局中央整備工場 諫早市貝津町1481

## (5) 入札の方法

① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 中古車両バス仕様改造工事に関する令和6年5月17日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和6年5月17日付け長崎県公報第11315号搭載）に定める資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、所定の審査申請書等に必要事項を記載のうえ、次の場所に提出すること。

(1) 申請の時期 令和6年5月17日から令和6年6月19日まで（県の休日を除く）

(2) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

## 4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

(1) 2の入札参加資格を有する者であること。

(2) 当該工事の契約書に基づき、納入期限内に確実に納入できると認められる者であること。

## 5 当該工事契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

## 6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

## 7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和6年6月19日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨



- 9 入札書の提出場所及び受領期限等  
(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)  
(提出方法) 令和6年6月26日 午後5時00分  
直接又は郵便(書留郵便により、受領期限内必着のこと。)で行うこと。
- 10 開札の場所及び日時等  
(場所) 長崎県交通局 本局3階 第2研修室  
(期日) 令和6年6月27日 午前10時00分  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税含む)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 長崎県交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額(消費税及び地方消費税含む)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出する場合。
- (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 長崎県交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(消費税及び地方消費税含む)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合
- 12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出  
再度の入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。  
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。  
(3) 入札者が連合して入札をしたとき。  
(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。  
(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。  
(6) 入札書が所定の日時までに到着しないとき。  
(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。  
(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。  
(9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。  
(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。  
(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。  
(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

(1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 最低制限価格は設定しない。

(3) この契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。

(4) この調達手続きに関し、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を提案する可能性があること。この場合、調達の手続きが停止される場合があること。

(5) その他、入札及び契約に関する事項については、長崎県交通局契約事務規程の定めるところによる。また、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

(1) Bus body remodeling construction:

11 large-sized scheduled buses

(2) Delivery period

March 31, 2025

(3) Delivery place

Central maintenance facility Isahaya City, Kaizu-machi, 1481

(4) Time-limit for tender

Until 17:00, June 26, 2024

(5) Contact place for the notice

The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau

Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1

Tel 095-822-5141

## 教育委員会告示

### 長崎県教育委員会告示第3号

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第24条第7項の規定により、令和6年4月20日付けをもって、次のとおり指定が解除された。

令和6年5月17日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

県指定が解除された文化財及び保持者

種 別	名 称	技術保持者	技術保持者の住所	員 数
無形文化財	三川内焼 染付技術	中里 勝歳	佐世保市三川内町901番地	1名

## 公安委員会告示

## 長崎県公安委員会告示第25号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年5月17日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に掲げる警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- 2 講習の種別
  - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
  - (2) 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）
- 3 実施期日
  - (1) 新規取得講習  
令和6年7月2日（火）から同月5日（金）まで及び同月8日（月）から同月10日（水）までの7日間
  - (2) 追加取得講習  
令和6年7月8日（月）から同月10日（水）までの3日間
- 4 実施場所  
長崎市桜町9番6号  
長崎県勤労福祉会館
- 5 受講定員
  - (1) 新規取得講習  
20人
  - (2) 追加取得講習  
10人
- 6 受講対象者
  - (1) 新規取得講習  
次のいずれかに該当する者
    - ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
    - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、この告示の公示の際現に1号警備業務に従事しており、かつ、1号警備業務に従事している期間が当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上であるもの
    - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
    - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、この告示の公示の際現に1号警備業務に従事しており、かつ、1号警備業務に従事している期間が当該検定に合格した後、継続して1年以上であるもの
  - (2) 追加取得講習  
1号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該

当するもの

## 7 受講申込手続

### (1) 申込期間

令和6年5月27日（月）から同年6月5日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時から午後1時までを除く。）の間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

### (2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係

### (3) 提出書類

#### ア 新規取得講習

㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

㊧ 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通

a 6(1)アに該当する者については、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

#### イ 追加取得講習

㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

㊧ 1号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(㊦)のaからeまでに掲げる書面 1通

## 8 講習手数料及び納付方法

### (1) 講習手数料

#### ア 新規取得講習

47,000円

#### イ 追加取得講習

23,000円

### (2) 納付方法

受講申込み時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

## 9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町2-21-211

## 10 その他

### (1) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。

イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

### (2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線3186）

**長崎県公安委員会告示第26号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年5月17日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 検定を行う警備業務の種別及び区分  
施設警備業務2級

2 検定の日時、場所及び検定予定人員

(1) 日時

令和6年8月22日（木）午前9時から午後5時までの間

(2) 場所

長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール

(3) 検定予定人員

15人

3 受検資格

受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 長崎県内に住所を有する者

(2) 長崎県内の営業所に属する警備員

4 検定試験内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和6年5月27日（月）から同年6月5日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次のいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次のいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

16,000円

(2) 納付方法

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日本人に対して行う。

8 問合せ先

(1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(2) 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線3186）

人事委員会規則

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月17日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第9号

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
委託団体	組織	職員	委託団体	組織	職員
略			略		
東彼杵町	略	略	東彼杵町	略	略
	町長部局	会計管理者 理事 課長		町長部局	会計管理者 課長
	略	略		略	略
川棚町	略	略	川棚町	略	略
	町長部局	会計管理者 課長 室長 総務防 災係長（人事担当）		町長部局	会計管理者 課長 室長 行政係 長
	略	略		略	略
波佐見町	略	略	波佐見町	略	略
	町長部局	会計管理者 課長 室長 参事 行政係長		町長部局	会計管理者 課長 室長 行政係 長
	略	略		略	略
略			略		
佐々町	略	略	佐々町	略	略
	町長部局	会計管理者 理事 課長 室長 センター長 保育所長 参事		町長部局	会計管理者 理事 課長 セン ター長 保育所長 参事
教育委員会 事務局	教育次長 参事		教育委員会 事務局	教育次長 幼稚園長 参事	

	略	略		略	略
略			略		
県央県南 広域環境 組合	事務局	事務局長 課長	県央県南 広域環境 組合	事務局	事務局長 課長 参事
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

令和6年3月22日付け長崎県公報号外(2)中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2	17	以下、表外記載 (※)	以下、表外記載 (※)

※2 ページ17行目までの正誤について

【誤】

改正後	改正前
(5)及び(6) 略	(4)及び(5) 略

【正】

改正後	改正前
(5)~(7) 略	(3)~(5) 略

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト